

Title	ジャン＝ボダンの主権理論の「国際法」文献における受容過程の素描： 主権理論確立過程検証のための準備作業として
Sub Title	Jean Bodin's theory of sovereignty in the history of international law
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.1 (2015. 1) ,p.1- 27
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	池田真朗教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150128-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150128-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ジャン＝ボダンの主権理論の「国際法」文献における 受容過程の素描

——主権理論確立過程検証のための準備作業として——

明 石 欽 司

## 序論

第一章 一六世紀後半以降一七世紀末までの「国際法」関連文献におけるボダン

第一節 一六世紀後半…ゲンテイリス

第二節 一七世紀前半…グロテイウス

第三節 一七世紀後半…ズーチ・ラッヘル・テクストル・プーフエンドルフ

第二章 一八世紀「国際法」関連文献におけるボダン

第一節 一八世紀前半…バインケルスフーク・グントリンク・ヴォルフ

第二節 一八世紀後半…ヴァッテル・モーザー・マルテンス

第三章 一九世紀及び二〇世紀初頭の国際法概説書におけるボダン

第一節 一九世紀の国際法概説書におけるボダン

第二節 二〇世紀初頭の国際法概説書におけるボダン

## 結論

## 序論

本稿は、ジャン・ボダン (Jean Bodin) の『国家論六篇』(Les six livres de la République: De republica libri sex)<sup>(1)</sup> (以下、『国家論』とする。)において提示された「主権」理論が彼の時代以降の「国際法」関連文献においてどのように継受されたのかについて検証することを通じて、近代国際法学における主権理論の確立過程を考察するための一視座を獲得することを目的としている。このような目的を設定することの背景には、次のような筆者(明石)の問題意識が存在している。

国際法研究者にとって、近代国際法(学)が「主権」(及びその系論としての「国家平等」)を基盤として構築されていることは、国際法学的思考展開の際の前提であると言つてよいであろう。(勿論、現代国際社会において生起している法的現象について、最早そのような前提が妥当しないとする論者は多数存在している。しかし、そのような論者の議論も「否定されるべき対象としての主権」という思考が支配しているという点において、主権観念が基礎となつていると言えるのである。)そして、現在の国際法概説書において主権(及びそれを基盤とする国際法規範)に関する説明がなされる際に、ボダンの主権理論から説き起こされることが少なくない。<sup>(2)</sup>このような記述方法は、ボダンが近代的な主権観念を提示した理論家であるとする一般的な理解に基づくものと推測される。しかし、このようにボダンの主権理論と近代国際法学における主権観念を直接的に結び付けて記述することは、果たして妥当なことなのであろうか。また、彼の主権理論がそれが提示された当初からそのようなものとして国際法学者たちによつて受容されたのであろうか。

筆者(明石)は既に別稿においてボダンの主権理論を近代国家の属性としての主権に直結させるような理解の誤謬を示した。<sup>(4)</sup>本稿は、当該拙稿において明らかにされたボダンの主権理論が、彼の時代以降の「国際法」関連

文献においてどのように受容されているのかについて検証することを課題としている。紙幅の制約により、本稿で検討の対象とされる著作数は限られており、本稿の論述は「素描」にとどまることになるものの、彼の理論と近代国際法學上の主権觀念の關係を巡る前述のような筆者の問題意識に対する解答への一定程度の見通しが与えられることが期待されるのである。

以上の目的及び問題意識の下で、本稿では、先ず、ボダンの名が一六世紀後半から一八世紀の「国際法」関連文献においてどのように登場しているかが検討され（第一・二章）、次に、一九世紀及び二〇世紀初頭における国際法概説書<sup>(5)</sup>について同様の検討が行われ（第三章）、最後に、それらの検討により明らかにされた事柄の含意について論じられる（結論）。

## 第一章 一六世紀後半以降一七世紀末までの「国際法」関連文献におけるボダン

### 第一節 一六世紀後半…ゲンティリス

本章において第一に検討対象とされるのはゲンティリス (Albericus Gentilis) の著作である。神学者であった彼は、ボダンの存命中から大学教授としても活躍しており、ほぼ同時代人としてボダンの著作を知る立場にあつたと推測される。そして実際に、一五八五年にその初版が公刊されている『使節論三篇』<sup>(6)</sup>において、ゲンティリスはボダンの名に言及している。しかし、同書において引用されているボダンの著作は『歴史の簡便な認識のための方法』<sup>(7)</sup>（以下、『方法』とする。）であつて、『国家論』ではない。勿論、『方法』は歴史哲学を主題としつつも、国家理論にも深く関わる著作である。（特に、「国家の形態について」(De statu Rerum publicarum) と題された第六章は、一〇章で構成されている同書の本文三九四頁中、一五〇頁余（一五四—三一〇頁）を占めている。<sup>(8)</sup>）しかし、『使

節論三篇』中で『方法』が参照されている二箇所の何れにおいても同書第四章「歴史家の選択について」(*De Historicorum delectu*) が参照箇所とされており、それらはボダンの主権理論に直接的に関わる箇所ではない。<sup>(9)</sup> また、ゲンティリスは『スペイン弁護二篇』を一六一三年に上梓しているが、同書ではボダンへの言及は見出され得ない。

ゲンティリスがより頻繁にボダンの著作に言及しているのが、彼の「国際法」関連の主著と考えられる『戦争法論三篇』(初版一五九八年)<sup>(11)</sup> である。同書におけるボダンへの言及は少なくとも三五箇所に及んでおり、それらは、僅かな例外を除き、何れも『国家論』への言及である。そして、それらの言及箇所の内容は次のように分類可能である。

まず、ゲンティリスがボダンの見解に否定的評価を下すかたちでの言及が挙げられる。例えば、「榮譽ある防衛について」(*De honesta defensione*) の章の中で「ジャン＝ボダン」は、条約中にその旨の規定がなければ、同盟者は同盟相手に援助を与える義務を負わない、としているが、それは誤りである<sup>(12)</sup> とされている箇所や「友好と同盟について」(*De amicitia et societate*) の章の中で、「ボダンの見解に耳を傾ける必要はない」<sup>(13)</sup> とされている箇所等がそれに該当する。<sup>(14)</sup>

しかし、このようなボダンの見解への否定的評価が示される箇所は比較的少数であり、『国家論』への言及箇所の大半は、ボダンへの肯定的評価に基づくものである。そして、それらは次の四つに分類可能である。第一に、「戦争のために」古い事由を援用してはならないことについて」(*De vetustis causis non excipiendis*) (「」内は筆者(明石)による。以下同様。)の章の冒頭の段落内で、「ジャン＝ボダンは「次のように」述べている」<sup>(15)</sup> とした上で、ゲンティリスがボダンの見解をそのまま援用するというようなものである。第二に、本文中ではボダンの名を明示しないものの、ゲンティリスがボダンの見解を援用するというものである。<sup>(16)</sup> 第三に、「スカエヴォラ、ユディ

ト及び類似の者について」(De Saevola, Juditha, similibus)と題された暗殺者を扱う章の中で「ボダンの見解と同様に、私の見解は「次の通りである」とした上で自己の見解を提示する場合<sup>17)</sup>、或いは「支配者の約束について」(De pactis ductum)の章の中で「ジャン＝ボダンの見解は私に同意している<sup>18)</sup>とする場合のように、ゲンティリスが自らの見解とボダンのそれとの一致を明示するものである。そして、第四に、ボダンが記述している事例をゲンティリスが援用するものである<sup>19)</sup>。

以上のように、『戦争法論三篇』における『国家論』への言及は合計五つに分類可能である。そして、ゲンティリスはそれらを各章における具体的問題に対する解答の記述のための参照事項(否定的な評価の対象である場合を含む。)としている。その点において、ボダンの見解が参照に値するものと認識されていることは確実であると言つてよいであろう。しかしながら、ボダンが展開した「主権」や「国家」の定義やその属性というような抽象的乃至は理論的側面についてゲンティリスが直接的に論じているのではないことは確認されなければならないのである。

## 第二節 一七世紀前半…グロティウス

グロティウス(Hugo Grotius)の「国際法」関連著作の中で、一六〇四乃至五年に執筆され手稿として残された『捕獲法論』やその第一二章に該当する部分で一六〇九年に公刊された『自由海論』<sup>20)</sup>においては、ボダンへの言及は殆ど見出されない。それら二著と異なるのが、『戦争と平和の法三篇』<sup>21)</sup>である。特に、同書の「序説」(Prologomena)において、グロティウスがボダンの方法的側面に着目して次のように述べていることは重要であるように思われる。

「フランス人は、どちらかといえば、法律の研究に歴史を導入しようとした。それらの中ではボダンとオトマン (Hottam) が名声を獲得した。前者は広く普及した著作により (*perpetuo opere*)、<sup>(22)</sup> 後者は個別の問題により。彼らの言明と理由付けは、真実の探求において我々に資料を頻繁に供給するであろう。」

この評価は、同書の本論の記述に或る程度反映されており、この引用箇所を含めて少なくとも一〇箇所です『国家論』への言及が見出される。その中でグロテイウスは、ボダンが提示した歴史的事例を援用し、<sup>(23)</sup> 或いは論拠を(本文中ではボダンの名を挙げることなく)『国家論』に求めている。<sup>(24)</sup> しかし、特徴的なことは、グロテイウスがボダンの名を挙げて彼の見解を紹介する際に、それに否定的評価を与える場合が多いということである。その好例が、「最高支配権を有する者の約束、契約及び誓約について」(*De eorum qui summum imperium habent promissis et contractibus et iuramentis*)と題された章の冒頭の節における記述である。同節においてグロテイウスは、「国王は、自らの臣民の権利を回復させ得るように、自らの権利を完全に回復し得るのか、また自らの契約を無効とし得るのか、更に、誓約から自らを解放し得るのか」との問題を設定した上で、それに対するボダンの次のような見解を紹介している。即ち、「他者の詐欺や欺罔行為にかかった、或いは過誤や恐怖により誘導された国王は、臣民の場合と同様の理由により、君主の諸権利に (*ad iura magistratus*) 属する事柄のみならず、自らの私的な事柄についても、自らの元来の権利を回復される」のであり、「法律 (*lex*) が撤回を許容している種類の契約 (*pacta conventa*) であるならば「…中略…」国王は誓約によっても拘束されないのであり、実際に、彼が誓約したからではなく、何れの者も正しい契約により (*iustus conventioibus*) (そして、他方がそれに利害を有する限りにおいて) 拘束される<sup>(25)</sup>」というものである。この見解に対して、グロテイウスは「国王に相応しい活動と国王の私的な活動を区別するべきである」として、否定的評価を下している。また、同様のボダンへの言及は、国王が誓約

(*invenitum*) により拘束される場合と拘束されない場合について、グロテイウスが自説を展開した後に「ボダンはこれとは反対の見解を有している」<sup>(26)</sup>とする箇所や前国王が締結した条約の現国王による非承継というボダンの論理を「最も受け入れ難い」<sup>(27)</sup>とする箇所等で見られるのである。<sup>(28)</sup>

以上のようにグロテイウスは、総論としてはボダンを高く評価しつつも、個別の言及箇所においては論駁を加えている。これらは、ボダンを高く評価するからこそ、反論する価値のある人物であるとするグロテイウスの判断があったと解するならば、矛盾するものではない。そして、このようなボダン批判よりも重要な点は、前掲の引用文（「君主の諸権利に属する事柄」）やその他の箇所<sup>(29)</sup>におけるように、或る程度「主権」観念との関連性を有し得る議論の中でグロテイウスがボダんに言及していることにある。勿論、グロテイウス自身の理論の中では、近代的な主権観念が未成熟であることは夙に指摘されている通りであり、<sup>(30)</sup>彼がボダンの主権理論自体に着目してそのような言及を行っているとは考え難い。それでもそのような言及は、ゲンテリスの場合とは異なる特色と云い得るのである。<sup>(31)</sup>

### 第三節 一七世紀後半・ズーチ・ラッヘル・テクストル・プーフエンドルフ

次に、一七世紀後半に活躍した四名の学者、ズーチ (Richard Zouche)・ラッヘル (Samuel Ratchel)・テクストル (Johann Wolfgang Textor)・プーフエンドルフ (Samuel von Pufendorf) の「国際法」関連著作におけるボダンへの言及について検討する。

まず、ズーチは、一六五〇年公刊の『フェーキアリスの法と裁判、即ち、諸国民間の法及び同法に関する諸問題についての解説』<sup>(32)</sup>（以下では『フェーキアリスの法と裁判』とする。）において、少なくとも二五箇所においてボダンの名を挙げている。それらの言及の中では、（ゲンテリス及びグロテイウスに見られたような）ボダンの



見解を否定するような記述は見出されず、何れにおいてもボダンの見解が肯定的に援用されている。その際の援用の方式は、本文中でボダンの名を挙げて彼の論述を紹介するもの、本文中ではボダンの名が明示されないが、彼の見解が（場合により他の著者と共に）援用されるもの、<sup>(34)</sup>更に、歴史的事例が『国家論』から引用されているもの<sup>(35)</sup>の三つである。（したがって、ゲンティリスが自らの見解とボダンのそれとの一致を明示するとした形式でのボダンの援用は見られない。）

『フェーキアリスの法と裁判』における論述は、個別の問題が設定され、それに対する解答が提示されるといふ形式で展開されている。そのため、ズーチによる『国家論』の援用は、ボダンが提示している理論の総体に対する評価ではなく、断片的な援用となっている。それでも、それらの中には主権理論と関連し得る文脈において援用されている次のようなものが見出される。即ち、ズーチは「他の」何者かからの法律 (*leges*) を容認することは君主の又は人民の威厳 (*Majestas*) から逸脱するの<sup>(36)</sup>か、「岸に打ち上げられた物は当該領域の君主又は所有者 (*dominus*) に帰属し得るの<sup>(37)</sup>か」、更には「尊厳の数に従ってか、それとも尊厳の偉大さによって高い地位 (*locus*) が与えられるの<sup>(38)</sup>か」といった問題に関する考察においてボダン（『国家論』）を註の中に挙げているのである。

次に、ラッヘルスの「国際法」関連の主著である『自然法及び国際法論』（一六七六年<sup>(39)</sup>）を採り上げることとした。同書は、「第一論文」(*Dissertatio Prima*)と「第二論文」(*Dissertatio Altera*)の二部構成であり、前者は三つの論考 (*De jure naturae*: *De virtute morali*: *De bona indole*) から、後者は一論考 (*De jure gentium*) から成っている。この著書において、ボダンの名は少なくとも二箇所（その内、国際法 (*jus gentium*) が論じられている第二論文では一箇所）で挙げられているが、何れも、主権に関わる問題ではない。<sup>(40)</sup>

テクストルは一六八〇年公刊の『国際法要論』<sup>(41)</sup>において、少なくとも三箇所ボダンに言及している。それら

は、例えば、「王国の起源と国際法上王国が獲得される方式について」(*De origine regnorum et quibus modis jure gentium acquirantur*)と題された章における、王国の起源に関する論述の中で、帝国の起源が暴力にあるとするボダンの指摘に言及するものである。<sup>(42)</sup> また、その他も国王権力に関わりを持ち得る事柄が扱われている箇所における言及ではある。<sup>(43)</sup>

本節の最後に、プーフエンドルフの「国際法」関連著作におけるボダンへの言及について検討することとした。プーフエンドルフの法学関連の(それ故に「国際法」学にも関連し得る)著作である『一般法学綱要二篇』(一六六〇年)<sup>(44)</sup>においてはボダンへの言及箇所は見出され得ない。<sup>(45)</sup> それに対して、彼の「国際法」関連の主著として評価される一六七二年の『自然法及び国際法論八篇』<sup>(46)</sup>では少なくとも二五箇所ボダンへの言及がなされているが、それらが登場するのは同書第四篇から第八篇に限定されている。そして、それらは何れも『国家論』中の記述に関するものである。

プーフエンドルフのボダンへの言及は、やや批判的である箇所も見られるものの、全体的には『国家論』中の記述に対する肯定的評価の下で行われている。それらにおいては、ゲンティリスが行ったような「ボダンの見解と一致する」というような表現は見出されず、ボダンの名と共に彼の所論が引用・紹介されるか、或いは一つの問題を巡る議論の最終部分で「ボダンを見よ」、「ボダンと比較せよ」、或いは「ボダンを加えよ」といった表現によって『国家論』中の参照すべき箇所が示されるという形式の中でボダンへの言及がなされている。<sup>(48)</sup> また、歴史的先例が列挙される際にボダンの著作への依拠が行われるということもある。<sup>(49)</sup>

また、ボダンへの言及がなされる箇所における議論の主題は幅広いものとなっている。即ち、「同盟について」(*De foederibus*)<sup>(50)</sup>のような対外関係を扱う章においてのみならず、価格<sup>(51)</sup>、婚姻<sup>(52)</sup>、家父の権限<sup>(53)</sup>、主人の権限<sup>(54)</sup>といった経済や家族に関する問題を扱う章においてまで、『国家論』からの引用がなされているのである。しかし、これ

までに瞥見してきた諸著作と比較した場合に明白となる特徴は、次のように、国家形態や「主権」<sup>(55)</sup>に直接的に関わる議論において、『国家論』が頻繁に引用されている点にある。

国家形態や主権に関わる議論は『自然法及び国際法論八篇』の第七・八篇において展開されているが、例えば、第七篇第二章(「国家の内部構造について」(*De interna civitatum structura*))では複数回『国家論』が参照されるべきものとして挙げられており、また「国家の形態について」(*De formis rerumpublicarum*)と題された第七篇第五章の中での政府の形態の比較を巡る議論<sup>(57)</sup>においても歴史上の事例についての典拠の一つとして『国家論』が挙げられている。そして、何よりも「最高支配権」(*summum imperium*)に関する中核的議論が展開されている同書の第七篇第六章以下では、まず、第六章「最高支配権の性質について」(*De affectionibus summi imperii*)の中の一節(「諸身分の権能について」(*De potestate ordinum*))で参照されるべき文献として『国家論』が挙げられ、同章の別の節(「一時的な最高支配権は存在するか」(*An detur summum imperium temporarium?*))の中でもボダンによる記述が引用されている。<sup>(59)</sup> 続く同篇第七章(「特に王政の最高支配権の取得の方式について」(*De modis adquirendi imperium imprimis monarchicum*))では、「空位期執政者(*interreges*)とは何か」(*Quid inter reges*)<sup>(60)</sup>の節において王位の継承の際の人民からの承認を巡る議論についてボダンを参照すべきことが記され、別の節(「父祖伝来の王国における継承について」(*De successione in regno patrimoniali*))でも同様の指示がなされている。<sup>(61)</sup> 更に、「犯罪を理由とする市民の生命及び財産に対する最高支配権の権能について」(*De potestate summi imperii in vitam ac bona civium ex causa delicti*)と題された第八篇第三章においても、複数の箇所ですべて『国家論』が典拠として挙げられている。<sup>(62)</sup> そして、それに続く同篇第四章(「市民の価値を決定することを巡る国内支配権の権能について」(*De potestate imperii civis circa definiendum valorem civium*))においても同様の事態が看取されるのである。<sup>(63)</sup>

以上のように、プーフエンドルフは『国家論』から幅広い事項について引用・参照を行っているが、それらの

中では、特に、国家や主権に関わる議論におけるものが多いことが理解される。このことは、彼が同書を国家論や主権論の文脈において重視していたことを示唆すると言えよう。

## 第二章 一八世紀「国際法」関連文献におけるボダン

### 第一節 一八世紀前半・バインケルスフーク・グントリンク・ヴォルフ

一八世紀前半に活躍したバインケルスフーク (Cornelius van Bynkershoek) は「国際法」関連著作として、三つの作品を残しているが、それらの何れにおいても僅かではあるが、ボダンへの言及が見出される。即ち、『海洋領有論』では、領有可能な海域の範囲に関して、セルデン等と共にボダンの名が挙げられ、『使節裁判権論』<sup>(64)</sup>では、使節の随員に関する論述の中で、使節の奴隷の扱いに関して『国家論』における先例への言及が行われ、『公法の諸問題』<sup>(65)</sup>では、使節が秘密訓令に反している場合に当該使節の行為は有効か否かを巡る論述の中で、ボダンが君主の批准がなければ使節の行為は有効とならないとしていることが引かれている。<sup>(66)</sup>

続いて、一七二八年に公刊されたグントリンク (Nikolaus Hieronymus Gundling) の『自然法及び国際法』(第二版)を採り上げることとする。この著作におけるボダンへの言及は少なくとも三箇所においてなされている。その内の一つは第二四章「物の価格と自由身分の変更について」(De rerum pretio et permutationibus in statu libertatis)の論述の中のものであって、そこでは王国の承継を巡る議論も展開されており、それとの関連でボダンへの言及がなされている。<sup>(67)</sup>他の二箇所は、何れも第三五章「国家について」(De civitate)におけるものであり、その一つにおいては、国家の定義を巡る諸説の中にボダンによる定義が示されており、他の一つにおいては、女性の支配権 (ius imperii) が法的に認められないことについてボダンが批評していることが指摘されている。<sup>(68)</sup>こ

れらに対して、同書において主権に最も密接に関わる（そして、かなり長い）議論が展開されている第三章（君主の諸権利について）（*De iuribus maiestatis*）<sup>(69)</sup>では、ボダンの名は挙げられていない。

また、ヴォルフ（Christian Wolff）は、『科学的方法により演繹された国際法』<sup>(70)</sup>において、「支配権」（*imperium*）について断片的にはあるが論じており、その議論は主権観念に関わり得るものである。<sup>(71)</sup>しかし、それらの中でボダンの諸著作からの引用やそれらへの言及は見出されない。

以上のように、一八世紀前半の三者の「国際法」関連著作においては、ボダンへの言及がなされることが稀であり、またそれがなされる場合であっても、それらは主権論とは直接的に関連しない文脈におけるものなのである。

## 第二節 一八世紀後半：ヴァッテル・モーザー・マルテンス

ヴァッテル（Emer de Vattel）の名著『国際法』<sup>(72)</sup>は四篇により構成されているが、その前半二篇中でボダンへの言及が少なくとも七箇所で行われている。それらの言及は、例えば、「沿岸水域はどれほど遠くまで所有されるか」という問題が論じられている節において、ボダンの説が第一に紹介され、<sup>(73)</sup>外国人遺産没収権（*droit d'aubaine*）についてボダンの所論に依拠した説明がなされるなど、<sup>(74)</sup>ボダンへの肯定的評価に基づくものとなっている。また、（デンティリス等に見られたように）<sup>(75)</sup>歴史的事例の典拠としてボダンの記述が用いられている箇所も見受けられる。しかし、最も注目すべき点は、ボダンへの明示的言及がなされていない次の箇所にある。

周知のように、ヴァッテルは「小さな共和国も最強の王国に劣ることのない主権的国家である」（*Une petite république n'est pas moins un Etat souverain que le plus puissant royaume.*）<sup>(76)</sup>としている。また、ボダンは『国家論』において「小さな王国の」国王もまた、地上の最大の「国家の」君主と同様に主権者である」（*Alussi un*

petit Roy est autant souverain, que le plus grand Monarque de la terre.) としつつある。(これらは何れも、現在の「国家平等原則」を定式化したものと解されている。<sup>(78)</sup> これら二つの表現が極めて類似しているにも拘らず、ヴァッテルは当該箇所でもボダンへの言及を一切行っていないのであるが、その理由は何なのであるか。

このボダンへの明示的言及の欠如の理由は少なくとも次の二つが考えられ得る。一つは、『国際法』の「序論」(Preliminaires)には註が付されておらず、その方針をヴァッテルが貫徹したことである。他は、この定式化とボダンによる定式化の関連が明白であり、ボダンの名を明示することが不要であるとヴァッテルが見なしたことである。何れか(或いは他の理由)が正しいとする確証はない。但し、「序論」に註を付さないとの方針であっても、「序論」の本文中にボダンの名を示すことは可能であったことを勘案するならば、後者の理由の方が(他の理由がない限り)説得的であるものと判断されるのである。

これに対して、一八世紀後半に公刊されたモーザー (Johann Jacob Moser) の『欧州国際法試論』<sup>(79)</sup> やマルテンス (Georg Friedrich von Martens) の『条約と慣習に基づく実定欧州国際法入門』<sup>(80)</sup> においてはボダンへの言及は見出されない。

### 第三章 一九世紀及び二〇世紀初頭の国際法概説書におけるボダン

#### 第一節 一九世紀の国際法概説書におけるボダン

一九世紀初期の国際法概説書において、ボダンへの言及を見出すことは困難である。また、この時期には主権それ自体の定義や主権を中心に論ずる特定の章や節を設ける国際法概説書も見出し難い。そして、そのようなもの典型として挙げられ得る著作が、一八一七年に公刊されたシュマルツ (Theodor von Schmalz) の『欧州国際

法八篇』である。同書ではボダンの名は見出され得ないし、また主権それ自体に関する議論もなされていない。主権理論に最も近接した議論が展開されているのは同書第五篇であるが、そこで問題とされているのは「主権者の個人的関係」(personliche Verhältnisse der Souveräne) でしかないのである。<sup>(81)</sup>

同様の傾向はザールフェルト (Friedrich Saalfeld) の『欧州国際法体系要綱』<sup>(82)</sup> においても看取される。即ち、同書においてボダンへの言及は見出され得ず、また主権それ自体の議論もなされていないのである。(但し、同書には主権観念に関連する若干の説明は存在している。)<sup>(83)</sup>

国際法概説書において主権それ自体を巡る議論が展開されないという状況に変化が生じていることが確認できるのは、一八三六年にその初版が刊行されるホイートン (Henry Wheaton) の『国際法要論』<sup>(84)</sup> においてのことである。即ち、同書においてホイートンは、国家の定義・説明から始めて、主権及び主権国家の定義、更に、主権国家の平等へと議論を展開しており、現在の国際法概説書と類似した体系的な説明を行っているのである。<sup>(85)</sup> ところが、少なくとも同書中の主権や国家の観念についての説明ではボダンへの言及はなされておらず、同書全体を通じても同様であるように思われるのである。(ホイートンがボダンを知らなかったのではない。一八四一年にその仏語初版が上梓される『欧州国際法発展史』<sup>(86)</sup> においては、ボダンへの言及がなされているのである。但し、当該箇所では、法と歴史の結び付きが強調されつつ、国際法それ自体の観念が論じられており、主権論には直接には関わらない議論が展開されている。)

このように、国際法概説書において主権や国家に関する体系的な記述がなされつつも、ボダンへの言及が見出されないという傾向は、一九世紀後半に明白となる。即ち、一八六一年公刊のトウイス (Travers Twiss) による概説書<sup>(87)</sup> や一八六八年公刊のブルンチュリ (Johann Caspar Bluntschli) による概説書<sup>(88)</sup>、その他の多数の概説書においてこのような記述がなされているのである。<sup>(89)</sup>

勿論、この時期の国際法概説書において、ボダンへの言及が全く消滅してしまっただけではない。例えば、ハレック (Henry W. Halleck) の概説書においては二箇所ボダンの名が登場し、その内の一箇所、グロテイウスに先行し、国際法に関連する事項を扱った注目されるべき著作者として、マキャヴェッリやヴィトリア等と並んで、ボダンが挙げられている。しかし、その言及箇所は他のもう一箇所と共に、第一章「歴史的素描」(Historical Sketch) なのである。<sup>(90)</sup> また、概説書ではないが、国家の基本権を論じた専門研究書においてピレ (Antoine Pilet) は、主権に関する諸学説をかなり詳細に紹介しているが、そこにはボダンの名は全く登場しない。<sup>(91)</sup> 彼の名が挙げられているのは、「法学的文献」(La littérature juridique) が歴史的に検討されている節<sup>(92)</sup> においてであり、そこではプーフENDORF やヴォルフ等と並んでボダンが紹介され、彼が「主権の多様な属性」を正確に列挙した旨の評価がなされている。つまり、これら二著作においてボダンは歴史上の人物としてのみ登場するのである。

## 第二節 二〇世紀初頭の国際法概説書におけるボダン

一九世紀末のピレの著作に見られたボダンを主権理論史の枠組の中でのみ紹介するという傾向は、二〇世紀初頭の国際法概説書において顕著になる。例えば、一九〇五年公刊のオッペンハイム (Lassa F. L. Oppenheim) の概説書でボダンの名が登場する箇所は、六頁にわたり綴られている主権観念史の部分においてのみであり、その中で「主権という用語はボダンにより、一五七七年に登場する彼の高名な著作『国家論』<sup>(93)</sup> において、政治学へと導入された」と述べられた上で、ボダンの主権論についてのやや詳細な説明が行われている。そして、主権それ自体に関する議論は、この主権観念史に関する記述を含む「国際人格としての主権国家」と題された節の中で展開されているが、前述の箇所以外ではボダンの名は登場しないのである。同様に、一九一二年公刊のハーシー



(Amos S. Hershey) の概説書においても、歴史に関する章(第四章「ウェストファリア講和以降の国際法史」)の中で「国家及び君主の至高の権力乃至は主権のドグマ」との関連でボダンが紹介されている。<sup>(94)</sup>

ボダンに関する同一の記述方法は戦間期にも継続する。例えば、フェンウィック(Charles G. Fenwick)は、一九二四年の彼の概説書初版において、主権論の歴史をボダンから説き起こしている。(但し、それは註の中で行われている。<sup>(95)</sup>) また、ブライアリー (James Leslie Briarty) が一九二八年にその初版を上梓した概説書では、国際法の淵源を論ずる第一章においてのみボダンの名が挙げられており、ここでは三頁にわたりボダンの主権論が論じられている。<sup>(96)</sup> そして、国際法上の「主権」に関する議論は、第二章「国家」(States) 及び第三章「国家領域」で展開されているが、ここではボダンへの直接的言及は存在しないのである。<sup>(97)</sup>

## 結論

以上の本稿各章で確認された事柄は、次のように纏めることが許されるであろう。

一六世紀後半から一七世紀末までの「国際法」関連文献におけるボダンや『国家論』への言及の仕方は多様であり、主権論とは無関係にボダンに頻繁に言及するもの(ゲンティリス)、主権論との関連を有し得る議論と無関係な議論の何れにおいてもボダンに言及するもの(グロティウス・ズーチ・プーフENDORF)、殆どボダンへの言及を行わないもの(ラッヘル・テクストル)。但し、後者による引用は主権との関連性を有し得る点で、前者によるものとの相異が存在する)があった。一八世紀の「国際法」関連文献においては、ボダンへの言及は僅かとなり(パインケルスフーク・гентリンク・ヴォルフ)、ヴァッテルが『国際法』において行った「国家平等原則」の定式化はボダンのそれに極めて類似しているにも拘らず、そこにボダンの名は挙げられていない。一九世紀の国際法概

説書においては、恐らくはホイートンが主権に関する体系的説明を行って以降、同様の説明を含むものが一般化するものの、その中でボダンへの言及がなされることは稀であった。更に、二〇世紀になると、(恐らくはオッペンハイムの概説書を嚆矢として)主権観念の歴史についての記述が国際法概説書に含まれ、そこにボダンの名が登場することが頻繁に見られるようになり、主権それ自体の法的内容の説明の中には彼への言及が行われなくなる。これにより国際法学における主権理論の起源がボダンにあるとの印象を与えつつ、彼の主権理論を実定法上の論理展開においては援用しないという傾向が生み出される。そして、そのような傾向は、現在に至るまで継続するものと思われるのである。

さて、以上の事実は何を意味するのであろうか。一七世紀末までの「国際法」関連文献における比較的頻繁な、そして多様な文脈におけるボダンへの言及は、主権論に限定されない(『国家論』が有する史料提供という価値を含む)彼の著作の学術的価値が広く認識されていたことを示すものと解される。そして、一八世紀以降彼の名が挙げられることが稀となり、また、一九世紀中葉以降に国際法概説書中で主権に関する一定の体系的叙述が登場することが一般化する中でも彼の名が登場することが稀であったということは、ボダンの理論が国際法とは無関係であると認識されるようになっていたことを意味すると言えよう。そして、二〇世紀初頭以降に近代的な主権理論の歴史の中でその原点としてボダンを位置付けるという傾向が生じたことは、一七世紀までに共有されていたボダンの著作の多様な価値を捨象し、主権理論の提示という歴史的価値のみを抽出した断片的理解が一般化したことに起因するものと解されるのである。

「国家の永遠にして、絶対の権力」とするボダンによる主権の定義にのみ着目する一般的理解に依拠するならば、「国家(主権者)間の関係を規律する法規範」としての国際法の存在可能性は疑わしいものとなるであろう。その点を考慮するならば、一八世紀前半以降一九世紀末までの国際法概説書に彼の名が登場することが稀となる

ことは当然とも言い得る現象であったと解される。(そして、そのことは特に、主権国家の意思を存立基盤とする実証主義的な国際法学の理論構築に際して妥当するであろう。)それに対して、二〇世紀初頭以降の国際法概説書に登場するボダンの主権理論は、恰も彼の理論から国際法上の主権理論が始まるかの如き印象を与えるものであり、誤解を招き易いものであると言える。ボダンの主権理論に関する通説的理解は実証主義的国際法学上の主権理論とは直接的に接合され得ないものであり、二〇世紀初頭に至るまでそのことは正しく理解されていたのである。但し、このことはボダンの主権理論を国際法(理論)史研究の埒外に置くべきであることを意味するのではない。ボダンの主権理論は『国家論』(更には、彼の他の著作)の総体の中で理解されるべきであり、そのような理解の中で彼の国際法史上の位置付けがなされねばならないのである。

(1) 本稿執筆に際して使用したのは、一五八三年の仏語(パリ)版のリプリント版(J. Bodin, *Les six livres de la République* (1583) (Scientia Verlag, Aalen, 1961))と一五八六年のラテン語版(T. Bodinus, *De republica libri sex* (1586)) (以下、註におおては各々“*De la République*”・“*De republica*”とする。また、引用・参照箇所については、*Livre: Liber*)・章(Chapitre: Caput)・頁を示すために、例えば“*De la République*, I. I. I.”のように表記する。本稿の第一・二章で検討対象とされる文献の引用・参照箇所についても、表記方法に関する別段の言及がない限り、基本的に同様である。)である。

(2) このような説明を行う国際法概説書の若干の例として、次のものが挙げられる。田畑茂二郎『国際法新講(上)』(東信堂、一九九〇年)九九頁・島田征夫(編著)『国際法学入門』(成文堂、二〇一一年)八一頁・杉原高嶺他『現代国際法講義(第五版)』(有斐閣、二〇一二年)二・六八頁; J. I. Brierty (H. Waldock (ed.)), *The Law of Nations: An Introduction to the International Law of Peace*, 6th ed. (Oxford, 1963), pp.7-14 et 45; J. Delbrück/R. Wolfrum,

*Völkerrecht*, 2. Aufl. (Berlin/New York, 1989), S.215. M. N. Shaw, *International Law*, 3rd ed. (Cambridge, 1991), p.25. 次の概説書では主権観念の歴史が古代から説き起<sup>3</sup>されてきているが、明示的に「主権」という言葉が使用されるのはボダンの『国家論六篇』である<sup>4</sup>とされ、彼の主権理論が比較的詳細に紹介されている<sup>5</sup>。A. Verdross/B. Simma, *Universelles Völkerrecht: Theorie und Praxis*, 3. Aufl. (Berlin, 1984), S.25-27.

但し、本稿は「現在の国際法概説書においてこのような説明が一般的である」ことを必ずしも前提とするものではない。

- (3) 例えば、「主権の本質に関する最初の体系的論述はジャン＝ボタンによりなされた」(C. E. Merriam, Jr., *History of the Theory of Sovereignty since Rousseau* (Union, N.J., 1999), p.13.) とされ、また、ホップズとボタンが主権観念にこの「最初の近代的表現者 (modern articulators)」(D. Philpott, "Sovereignty"; in G. Kosko (ed.), *The Oxford Handbook of the History of Political Philosophy* (Oxford, 2011), p.562.) とされている<sup>6</sup>。
- (4) 拙稿「ジャン＝ボダンの国家及び主権理論と『ユース・ゲンティウム』観念——国際法学における『主権国家』観念成立史研究序説——(一)・(二・完)」『法学研究』(慶應義塾大学) 第八五卷一—三〇頁、同一二二—四三頁(以下「ボタン」とする)。<sup>7</sup>
- (5) 国際法概説書を主たる検討対象とすることの理由については、拙稿『一八世紀』及び『一九世紀』における国際法観念——「勢力均衡」を題材として——(一)『法学研究』(慶應義塾大学) 第八七卷六号二—一頁註(一)を見よ。
- (6) A. Gentilis, *De legationibus libri tres* (1585). 本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一六九四年版を参照した。*The Classics of International Law* (hereafter referred to as "The Classics") (New York, 1924).
- (7) I. Bodinus, *Methodus ad faciliorem historiarum cognitionem* (1566). 本稿執筆に際しては、同書の二一六五〇年(アムステルダム)版のリプリント版 (Scientia Verlag, Aalen, 1967) を参照した。
- (8) 『国家論』と『方法』の関係については、拙稿「ボタン」(一)「五—六頁を見よ」。
- (9) Gentilis, *op. cit.*, II, ix, 90; III, x, 177.
- (10) A. Gentilis, *Hispanicae advocacionis libri duo* (1613). 本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一六六一年版

を参照した。The Classics (New York, 1921).

- (11) A. Gentilis, *De iure belli libri tres* (1598), 本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一六一二年版を参照した。  
The Classics (Oxford/London, 1933).
- (12) *Ibid.*, I, xv, 116.
- (13) *Ibid.*, III, xviii, 633.
- (14) 以上の他に、「奴隷について」(*De servis*)と題された章の中で「奴隷に反対して書かれたジャン＝ボタンの詳細な記述はあまりにも馬鹿げている」と言われている箇所 (*Ibid.*, III, ix, 541.) や「土地及び帰国権について」(*De agris, et postminio*)と題された章の中で「ボタンを愚かしく見せている彼の批判」との表現が用いられている箇所 (*Ibid.*, III, xvii, 628-629.) が挙げられる。
- (15) *Ibid.*, I, xxii, 168.
- (16) *E.g.*, *ibid.*, I, xii, 87; I, xix, 144.
- (17) *Ibid.*, II, viii, 272.
- (18) *Ibid.*, II, x, 290-291.
- (19) 例えば、「戦争が宣言されない場合」(*Siquando bellum non indicitur*)と題された章の中でのギリシアの事例 (*Ibid.*, II, ii, 220-221.)、「捕虜の」交換及び解放について」(*De permutacionibus, et liberationibus*)と題された章の中でのギリシアの事例 (*Ibid.*, II, xv, 334.)、「契約法について」(*De iure conuentendi*)と題された章の中でのフランシス一世の事例 (*Ibid.*, III, xiv, 596.) 及び同章中での他の仏王の事例 (*Ibid.*, III, xiv, 597.) が該当する。
- (20) 本稿執筆に際して参照した『捕獲法論』及び『自由海論』の版は各々次の文献に収められているものである。H. Grotius, *De iure praedae commentarius* (1604), The Classics (Oxford/London, 1950); *Idem* (R. van Deman Magoffin (trans.)), *The Freedom of the Seas or the Right Which Belongs to the Dutch to Take Part in the East Indian Trade* (New York, 1916). (尚、後者には一六三三年のラテン語版が収められている。)『自由海論』中にはボタンへの言及は存在せず、また『捕獲法論』では第八章において一箇所存在するのみであるように思われる。
- (21) H. Grotius, *De iure belli ac pacis libri tres* (1625), 本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一六四六年 (アム

- ステルダム)版を参照した。*The Classics* (Oxford/London, 1913)引用・参照箇所については、篇 (*Liber*)・章 (*Caput*)・節 (*§*)を示すために、例えば、*JBP*, I, I, I. のように表記する。
- (22) *Ibid.*, *Prolegomena*. 尚、田中は、グロテِيُّウスがローマ法学者を、ユスティニアヌス法典等に現れている著者、注釈学派・注解学派の人々、人文主義と法研究を結び付けた人々に三分し、第三の人々を「一顧だにしない」もの、「コバルビアスとバステス(スペイン)、ボダンとオトマン(フランス)には一応肯定的な評価を与えている」としている。田中忠「グロテِيُّウスの方法」大沼保昭(編著『戦争と平和の法』(東信堂、一九八七年)六二頁。
- (23) *JBP*, II, XIV, 12. 前国王の負債の支払を拒絶することの訴の是非について、「そのような訴の事例をボダンの中に見出し得る」*ア*とされている。
- (24) *Ibid.*, II, XIV, 6; II, XVII, 19; III, VII, 8; III, IX, 19. これらの箇所では、原註にボダンの名と『国家論』の該当箇所が挙げられている。
- (25) *Ibid.*, II, XIV, 1.
- (26) *Ibid.*, II, XIV, 3.
- (27) *Ibid.*, II, XVI, 16.
- (28) 同様のボダンの見解に対する否定的評価は次の箇所でも登場する。*Ibid.*, II, XX, 33. この箇所では、「処罰における調和的割合の観念の拒絶」に関する議論の中でボダンに言及しつつ、グロテِيُّウスは、現実にはこのような観念は妥当しないとしている。
- (29) *E.g.*, *ibid.*, II, XIV, 6. この箇所では、市民法(国内法: *civiles leges*)が国王を拘束する場合について論じられている。
- (30) 例えば、田中忠「国家と支配権」(大沼(編著)、前掲書所収)二二―二二三頁を見よ。
- (31) 但し、ボダンとグロテِيُّウスの各々の議論から導出される国家構造が類似しているという点で、両者の「主権」に関わる観念は相互に親和性があるものとも考えられる。
- (32) R. Zouche, *Juris et Indicii fecialis, sive Juris inter Gentes, et Quæstionum de eodem explicatio* (1650), *The Classics* (Washington, D.C., 1911), 註における引用・参照箇所の表示は、部 (*Part*)・節 (*Section*)・問 (*Quæstio*) を意味して

いる。但し、第一部では問が各節で纏められている場合があり、そのような箇所については部・節のみを示すこととする。

- (33) *E.g., ibid.*, II, ix, 32. また、「平和にある者の地位に関する諸問題について」(*De quaestionibus status inter eos quibuscumque pax est*) と題された節の第一問(「ドイツ皇帝はローマの「皇帝」とも称され得るのか」の冒頭では「ジャン＝ボタンはドイツ人がローマ皇帝の称号を不法に使用している」「との見解を示している」)ことが、詳細な典拠が示されることなく引用されている。*Ibid.*, II, ii, 1.
- (34) *E.g., ibid.*, I, ii, I, v; I, vii; I, x; II, i, 4; II, ii, 4; II, ii, 9; II, ii, 17; II, iii, 3; II, iv, 2; II, iv, 28; II, iv, 32; II, iv, 33; II, v, 12; II, ix, 50.
- (35) 例えば、「平和にある者の間の義務に関する諸問題について」(*De quaestionibus debiti inter eos quibuscumque pax est*) と題された節の中で、「ボタンも紹介しているように」と述べられた上で、「エリザベス英女王に関する記録が挙げられている」。*Ibid.*, I, iv, 3. 更に、「次の箇所を見よ」。*Ibid.*, I, x, I; II, ix, 52.
- (36) *Ibid.*, II, ii, 5.
- (37) *Ibid.*, II, iii, 3.
- (38) *Ibid.*, II, iv, 2.
- (39) S. Rachel, *De jure naturae et gentium dissertationes* (1676), *The Classics* (Washington, D.C., 1916).
- (40) *Ibid.*, pp.216 et 248.
- (41) J. W. Textor, *Synopsis iuris gentium* (1680), *The Classics* (Washington, D.C., 1916).
- (42) *Ibid.*, Cap. IX, p.71.
- (43) ボタンの他の言及箇所としては、外国人の遺産没収権 (*droit d'aubaine*) についての記述 (*Ibid.*, Cap. VIII, p.68) と同盟 (*foedera*) 一般に関する記述 (*Ibid.*, Cap. XXXIII, p.84) におけるものがある。(尚、本稿執筆の際に参照した版では、『国際法要論』の第一十章から丁付が再度第一頁から始められている。)
- (44) S. Pufendorf, *Elementorum jurisprudentiae universalis libri duo* (1660), 本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一六七二年(ケンブリッジ)版を参照した。*The Classics* (Oxford/London, 1931).

- (45) 同様のことは、『自然法に基づく人及び市民の責務一篇』(*De officio hominis et civis juxta legem naturalem libri duo* (1673) (本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一六八二年(ケンブリッジ)版を参照した。The Classics (New York, 1927.)) についても妥当する。尚、この著作中には『自然法及び万民法論八篇』と類似の記述が見出される。
- (46) S. Pufendorf, *De jure naturae et gentium libri octo* (1672, 本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一六八八年(アムステルダム)版を参照した。The Classics (Oxford/London, 1934.) また、註における引用・参照箇所の記事は、篇 (*Liber*)・章 (*Caput*)・節 (§) である。
- (47) *E.g., ibid.*, VI. i. 22. 「婚姻に<sup>135</sup>」(*De matrimonio*) と題された章の中で離婚に関する神法の意味についての諸見解が挙げられ、ボタンの論証が不十分であるとの指摘がなされている。
- (48) *E.g., ibid.*, VI. iii. 10; VII. ii. 15; VII. ii. 24; VII. vii. 8; VII. vii. 11; VIII. iii. 14; VIII. iv. 23; VIII. iv. 30; VIII. ix. 4.
- (49) 若干の例として次の箇所が挙げられ得る。*Ibid.*, IV. v. 8. 「所有権の対象に<sup>136</sup>」(*De objecto domini*) と題された章の中で、沿岸界の領有可能性について、ボタンがバルドゥス (Baldus) に言及しているとされている。<sup>9</sup> *Ibid.*, IV. xi. 18. 「遺言のな<sup>137</sup>相続に<sup>138</sup>」(*De successione ab intestato*) と題された章の中で、ボタンがソロンの法律の規定に言及しているとされている。<sup>9</sup> *Ibid.*, IV. xiii. 4. 「物の所有権それ自体に由来する義務に<sup>139</sup>」(*De obligationibus, quae ex domino rerum per se oriuntur*) と題された章の中で、難破船からの財産を王室財産とする慣習についての複数の典拠のうちの一つとしてボタンによる記述が挙げられている。<sup>9</sup>
- (50) *Ibid.*, VIII. ix. 4.
- (51) *Ibid.*, V. i. 16.
- (52) *Ibid.*, VI. i. 24.
- (53) *Ibid.*, VI. ii. 11.
- (54) *Ibid.*, VI. iii. 10.
- (55) 後述のように、プーフェンドルフは「主権」に類似する言葉として「最高支配権」(*summum imperium*) を使っているが、これが近代的な主権観念そのものであるのかについては、別の考察を必要とする。本稿では、彼の論理



を追う際(1)の言葉を原語に即して「最高支配権」と訳出することとする。

- (56) *E.g., ibid.*, VII, ii, 15; VII, ii, 24.
- (57) *Ibid.*, VII, v, 22.
- (58) *Ibid.*, VII, vi, 12.
- (59) *Ibid.*, VII, vi, 15.
- (60) *Ibid.*, VII, vii, 8.
- (61) *Ibid.*, VII, vii, 11.
- (62) *E.g., ibid.*, VIII, iii, 14; VIII, iii, 25; VIII, iii, 27; VIII, iii, 28.
- (63) *E.g., ibid.*, VIII, iv, 23; VIII, iv, 30; VIII, iv, 30.
- (64) C. van Bynkershoek, *De dominio maris dissertatio* (1702), *Caput II* (p.364), 本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一七四四年(ライデン)版を参照した。 *The Classics* (New York, 1923).
- (65) C. van Bynkershoek, *De foro legatorum tam in causa civili, quam criminali, liber singularis* (1721), *Caput XV* (p.506), 本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一七四四年(ライデン)版を参照した。 *The Classics* (Oxford/London, 1946).
- (66) C. van Bynkershoek, *Quaestionum juris publici libri duo, quorum primus est de rebus bellicis, secundus de rebus vari argumenti* (1737) (*The Classics* (Oxford/London, 1930)), *Liber II, Caput VII* (p.232).
- (67) N. H. Gundling, *Ius naturae ac gentium connexa ratione novaque methodo elaboratum et a praesentibus opinionibus atisque ineptis vacuum, editio II* (Halaë Magdeburgicae, 1728), pp.341-342.
- (68) *Ibid.*, pp.428 et 435.
- (69) *Ibid.*, pp.435-503.
- (70) Ch. Wolf, *Ius gentium methodo scientifica pertractatum* (1749), 本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一七六四年(フランクフルト/ライプツィヒ)版を参照した。 *The Classics* (Oxford/London, 1934).
- (71) *Inter alia, ibid.*, *Caput I, §102* (*De imperio & dominio eminente in rebus publicis*).

- (72) E. de Vattel, *Le droit des gens: ou, principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains* (1758) (*The Classics* (Washington, D.C., 1916)). 註における引用・参照箇所の記事は、篇 (Livre) ・章 (Chapitre) ・節 (§) による。
- (73) *Ibid.*, I, xxiii, 289.
- (74) *Ibid.*, II, viii, 112.
- (75) *E.g., ibid.*, II, iii, 40; II, viii, 108. 前者は「諸国民の尊厳及び平等」を巡る章の中の「条約及び確立された慣習は遵守されなければならない」と題された節におけるものであり、そのような遵守の事例としてボダンが挙げているものが引用されている。後者は「国家は外国人に属する人物に対する権利を何ら有しな」と題された節におけるものであり、「ボダンは彼の時代に、エチオピアとロシアにおいてそのような国際法 (le droit des gens) 上の慣習があったことを述べている」となれている。
- (76) *Ibid.*, Préliminaires, §18.
- (77) *De la République*, I, ii, 13. 尚、ラテン語版では次の箇所を参照せよ。 *De republica*, I, ii, 10. また、ヴォルフも同趣旨の見解を表明している。 Wolf, *op. cit.*, *Prolegomena*, §16.
- (78) 但し、両者の論理の相異に関しては注意する必要がある。この点については、拙稿「ボダン」(二)、三六一―三七頁(註(149))を見よ。
- (79) J. J. Moser, *Versuch des neuesten europäischen Völkerrechts in Friedens- und Kriegszeiten, vornehmlich aus denen Staatshandlungen derer europäischen Mächten, auch anderen Begebenheiten, so sich seit dem Tode Kaiser Karls VI im Jahre 1740 zugetragen haben*, 10 Bd. (Frankfurt a. M., 1777-1789).
- (80) G. F. von Martens, *Einleitung in das positive europäische Völkerrecht auf Verträge und Herrkommen gegründet* (Göttingen, 1796).
- (81) Th. von Schmalz, *Das europäische Völkerrecht in acht Büchern* (Berlin, 1817), S.178-186.
- (82) Fr. Saalfeld, *Grundriß eines Systems des europäischen Völkerrechts* (Göttingen, 1809).
- (83) それは、「完全な主権」と「不完全な主権」に関する記述 (Ebenda, S.25.) と次のような記述である。「一国家の

- 主権の下で、我々は国際法における国制 (Verfassung) 及び対内統治 (innere Regierung) に関する独立それ自体を理解する。それに対して、外国の「最高権力を法的に上位者として承認するものを、我々は半主権国家 (halb souveräne Staaten ... états mi-souverains ...) と呼ぶ。」(Ependa)
- (84) H. Wheaton, *Elements of International Law*, in 2 vols. (London, 1836). 但し、本稿執筆に際して参照したのは第三版 (フィラデルフィア、一八四六年) である。
- (85) *Ibid.*, pp.53-101.
- (86) H. Wheaton, *Histoire des progrès du droit des gens en Europe depuis la Paix de Westphalie jusqu'au Congrès de Vienne* (Leipzig, 1841); *Idem*, *History of the Law of Nations in Europe and America: from the Earliest Times to the Treaty of Washington*, 1842 (New York, 1845). 英語初版では「モンテスキューの『法』の精神」を紹介する中で、彼の着想や事例が負っている彼の先達の一人として「ボタム」が挙げられている。(Ibid., pp.189-190.) 尚、これ以外の箇所「ボタム」は登場しない。
- (87) T. Twiss, *The Law of Nations Considered as Independent Political Communities: On the Right and Duties of Nations in Time of Peace* (Oxford/London, 1861).
- (88) J. C. Bluntschli, *Das moderne Völkerrecht der civilisierten Staaten* (Nördlingen, 1868).
- (89) E.g. Th. Funck-Brentano/A. Sorel, *Précis du droit des gens* (Paris, 1877); W. E. Hall, *International Law* (Oxford, 1880); G. B. Davis, *Outlines of International Law* (New York, 1887) (Elibron Classics, Boston, Mass., 2004); J. Lorimer, *The Institutes of the Law of Nations*, in 2 vols. (Edinburgh/London, 1883) (Scientia Verlag, Aalen, 1980); L. Levi, *International Law with Materials for a Code of International Law* (London, 1887) (Elibron Classics, Boston, Mass., 2003); Th. A. Walker, *The Science of International Law* (London, 1893) (Elibron Classics, Boston, Mass., 2004); A. Chretien, *Principes de droit international public* (Paris, 1893). キム、次の概説書に付いては、主権の定義がキム、ハンの言及がキム、ハンの言及である。A. Poisson, *Principles of the Law of Nations, with Practical Notes and Supplementary Essays on the Law of Blockade and on Contraband of War* (London, 1848).
- (90) H. W. Halleck, *International Law, or, Rules Regulating the Intercourse of States in Peace and War* (San Francisco,

- 1861), pp.11 *et* 12.
- (16) A. Pillet, *Recherches sur les droits fondamentaux des États* (Paris, 1899), pp.33-47 (§IV Bases d'une théorie différente).
- (16) *Ibid.*, pp.67-75 (§VIII Idées générales touchant la classification des fonctions de l'état).
- (16) L. F. L. Oppenheim, *International Law: A Treatise*, vol. I (Peace) (London/New York/Bombay, 1905), pp.103-104.
- (16) A. S. Hershey, *The Essentials of International Public Law* (New York, 1912), p.58.
- (16) C. G. Fenwick, *International Law* (New York, 1924), pp.44-45, n.4.
- (16) J. L. Brierty, *The Law of Nations: An Introduction to the International Law of Peace* (Oxford, 1928), pp.6-8.
- (16) *Ibid.*, pp.59 *et* 91-92.